

広島県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有田薬局	三原市西宮一丁目一番一号	平成三〇年一〇月三〇日
訪問看護ステーションみゆ西条	東広島市西条町寺家七四〇〇番地八 一〇三号	平成三〇年一月一日
あいあい歯科クリニック	安芸郡海田町畝二丁目一五番一五号	平成三〇年一月一日